

## 柏原市浄化槽設置整備事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 この事業は、浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ）を併せて処理することにより、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、柏原市上下水道部とする。

### (事業の内容)

第3条 柏原市上下水道部は、浄化槽の計画的な整備を図るため、汚水処理未普及の解消につながる浄化槽の設置について、その設置者に対し、設置に要する費用を助成する。

### (事業の対象)

第4条 この事業の対象地域は下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可若しくは同法第25条の11第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域又は下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域の地域で、柏原市下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める地域とする。

2 この事業の対象となる浄化槽は、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものでなければならない。

- (1) 住宅用であること。ただし、店舗等併用住宅においては、住宅部分の床面積が2分の1以上であること。
- (2) 人槽区分が10人槽以下であること。
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第2項の規定による構造基準に適合していること。
- (4) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省通知）が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものであること。
- (5) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2の規定による放流水の水質の技術上の基準を満たしていること。
- (6) 販売目的の住宅に設置されたものでないこと。また、新築にあっては賃貸を目的とした住宅でないこと。
- (7) 設置される土地については、取得後1年以上を経過していること。（管理者が特に認める場合は除く。）
- (8) 単独処理浄化槽又は汲取り便槽が設置された既存の住宅における浄化槽への転換又は当該住宅の建替えに伴う浄化槽の設置であること。

3 この事業の対象となる設置者は、原則として次の条件を満たさなければならない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出に係る受理書の交付又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認通知書の交付を受けた者。
- (2) 大阪府浄化槽維持管理指導要領に基づき、適正に維持管理を行う者。
- (3) 浄化槽を継続的に使用する者（賃借人に使用させている者を含む。）
- (4) 住宅等を借りて居住している場合においては、貸主に浄化槽設置の承諾を得ている者。

### (工事施工確認)

第5条 管理者は、この事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に基づき実施する事業に係る補助対象、補助金額、その他必要な事項については、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年2月13日から適用する。